

第1回車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会 議事要旨

=====

日 時：2022.9.14（水）10時～11:30

場 所：中央合同庁舎3号館3階 総合政策局会議室（オンライン実施）

=====

1. 開会

2. バリアフリー政策課長挨拶

- ・課長挨拶（田中課長）
- ・委員長挨拶（高橋 東洋大学名誉教授）

3. 議事

○委員、●事務局

①検討会の趣旨と今後の進め方及び車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン（素案）について

- ガイドライン案について、車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の2区画で運用するダブルスペース方式が推奨されていることに賛成。車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を明確にすることもよいと思う。
- 不適正利用の理由として、車椅子利用者用駐車施設であることが分からなかったということがないようにするため、駐車区画の塗装も重要ではないか。JRの優先席や車椅子スペースなど、塗分け・ピクトグラムを活用しているので、そのような事例も参考にしつつ、駐車区画の塗分けについても言及があると良い。
- 車椅子利用者用駐車施設については、空いていても対象者以外は停めないよう誘導する旨を明記してほしい。
- アメリカの罰則制度についてお調べいただけるとのことだが、いつ頃その結果を教えてもらえるのか。
- 不適正利用の防止という観点で、運転免許の更新時に、適正利用に関する周知啓発を行うという考えもあるのではないか。
- 3.5m幅の駐車区画については、車椅子利用者用駐車施設という正式名称がありますが、2.5m幅の駐車区画は正式名称がないので、何らかの命名が必要ではないか。2.5m幅の駐車区画を「優先駐車区画」とするのであれば、3.5m幅の駐車区画は「専用駐車区画」としてはどうか。
- ダブルスペースについては、まず3.5m幅の駐車区画（車椅子利用者用駐車施設）の利用対象者を明確にし、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者に新たな証明書を発行すれば、ダブルスペース方式が成立するのではないか。その後ダブルスペース方式の全国的な普及方法について議論すれば良いのではないか。

- 米国の制度については現在調査を進めているところ。第二回の検討会では一定のご報告をした
い。
 - 「優先駐車区画」という文言は昨年度の中間整理において委員の皆様にご諮り、オーソライズさ
れたものと認識しており、ガイドラインにおいても踏襲している。「車椅子利用者用駐車施設」
は法定用語をそのまま使用しているが、改めて用語定義を分かりやすく示すこと等を考える。
 - その他のご意見についても記載の充実を図る等、適宜対応したい。
-
- 地方公共団体のパーキング・パーミット制度について、地方公共団体によっては複数のピクト
グラムを用いずに対象区画を設けている場合もある。区画の利用対象者のあり方は本検討会の
課題の一つ。
 - 先ほどのご意見と同様、運転免許を更新する際の講習会での広報啓発の展開は、重要であると
考える。
-
- 塗装について、降雪地域では、除雪作業により塗装が剥がれてしまうため、毎年再塗装をしな
ければならない。今回のガイドラインでは、降雪地域における駐車場への言及がないため、そ
のような地域の留意事項についても言及してはどうか。
 - サインのあり方について、駐車区画を示す線は白線が多いと思うが、新千歳空港は黄色をつか
っている。これは、白だと雪で見えなくなるからだと聞いている。黄色は注意を促し、赤は禁
止のサインであるなど、色ごとにルールが決まっていることから駐車場の色使いのルール等に
ついては今後検討していくと良いのではないかと。
 - 都県単位での推進は難しくても、市単位での導入もあるのではないかと。
-
- 積雪地域等についての塗装の話題に関し、例えば山形県等では積雪があるが、区画の青色塗装
を行っている所もある。それらも含めて、不適正利用の防止の観点から整理を進められればと
思う。
-
- 都市部の駐車場は敷地面積が狭いため、ダブルスペースの確保は難しいという場合があること
について、例えば10台程度の小規模の駐車場であれば元々出入口に近いので、優先駐車区画を
設置し、ダブルスペース方式とすることは不要ではないかと。このように、駐車台数や施設規模
等を踏まえ、優先駐車区画の要否を判断することも可能だろう。
 - ダブルスペースの設置台数については、施設の種類によって判断できると思われるため、行政
による検討ではなく、個々の施設設置管理者の意見が最も重要ではないかと。
-
- 駐車場における国際シンボルマークが車椅子利用者用の駐車スペースであることを理解してい
る人がどの程度いるのかという疑問に思っている。免許更新時における国際シンボルマーク
の意味の周知、確認等できれば良いのではないかと。
 - また、すぐにできる対応として、車椅子利用者用の駐車スペースであることを明確に記載した、
表示形式を推奨するような対応もあるのではないかと。
 - 今後の課題として、パーキング・パーミット制度は全国統一の仕組みとしていくことを考える

必要があるのではないか。隣県では制度が違うという状態では、障害者からすると非常に使い勝手が悪いのではないかと感じる。パーキング・パーミット制度の全国普及と制度の統一化については、今後検討していく必要がある。

- 車椅子を形取った国際シンボルマークについて、日本では日本障害者リハビリテーション協会が著作権を持っている。国際シンボルマークについては、「車椅子使用者」だけではなく、「全ての障害者」が利用できる施設又は設備であることを示すというのが国際的なルール。ただし、駐車場に国際シンボルマークを用いる場合には、「全ての障害者を対象」とするのではなく「車椅子使用者専用」とすることが認められている（(公財)日本障害者リハビリテーション協会 情報センターウェブサイト 国際シンボルマーク Q&A のQ7 図10の注釈参照）。
- 国際シンボルマークについて、周知や広報の仕方が様々混乱している部分があったかと思う。こうしたことも考慮したガイドラインにしていかなければならない。
- 新規店舗の駐車場では新しいシステムなどの検討が可能である一方、既存店舗の駐車場等では、一般駐車区画の幅が2.3m幅の場合もあり、車椅子使用者用駐車施設とは別に2.5m幅程度の優先駐車区画を設置する場合、駐車場総台数が減少する可能性もある。その場合大規模小売店舗立地法に基づき届け出等の時間も必要になる。必要に応じて法の緩和や横串を刺すような対応をしていただきたい。
- 「ダブルスペース」と「車椅子使用者用駐車施設等」という二つの言葉について、定義を読むと違いが分かるが、言葉だけを見ると似通った言葉に見えるので、もう少し整理をした方がよいのではないか。
- 車椅子使用者用駐車施設が満車になっている場合、利用対象者は駐車できずに困ると思うので、その場合の対応についても検討が必要ではないか。
- 利用者の限定をあまりきつくしてしまうと、その場所のみが常に空きスペースになってしまうケースも想定される。運用についてのルールが非常に重要になると考える。
- ダブルスペースについて、不動産協会がメインで開発している都心のマンション等では、スペースの確保がなかなか厳しく、現状の各行政庁の指導要綱に沿って建築を行うのが精一杯である。
- パーキング・パーミット制度に関しては、他県と同様の方を対象として導入した場合、3.5m幅駐車区画の利用者が増加し、圧倒的に区画が不足することが大きな課題であった。今回のガイドラインにより、3.5m幅駐車区画の利用対象者が車椅子使用者とすることが望ましい旨が記されるのであれば、多少そこが緩和されるのかと感じた。
- 一方、ガイドラインなどで、3.5m幅の駐車区画の利用者を「車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方」と定義をしておき、パーキング・パーミット制度を導入することで今まで、3.5m幅の駐車区画を利用できていた車椅子使用者以外の方が利用できなくなる場合もある。優先駐車区画の確保が大きな鍵となるが、福祉のまちづくり条例の整備基準の中

で望ましい整備としており、優先駐車区画を設置する一部の自治体には補助もしているが、必須とまで言える状況ではないため、そこが課題。

○優先駐車区画を大きく広げていくための法令、駐車場法の全体の駐車区画数の確保、有閑スペースの有効活用というところをできるだけ並び立たせられるように考えることが必要と感じる。非常に重要な難しい問題だとは思いますが、法令上の位置づけを整理することにより、ダブルスペース方式を進める後押しになるのではないかと。

○優先区画数の確保が、今後、地方公共団体にとってはより重要になってくる。

○許可証発行時に使用者に配布するチラシの中で、優先区画がある場合には、特に短期の利用者やベビーカーを利用する乳幼児連れの方は、2.5m幅の優先駐車区画をご利用いただくよう周知・丁寧な説明を行う等、制度の普及周知も必要。

○バリアフリー法では、対象施設について一定の車椅子利用者用駐車施設を確保するという以上のことは規定されていない。パーキング・パーミット制度を普及していくには、各行政において、条例等で普及させていくことが、検討のポイントになってくるのではないかと。

●今回のガイドライン素案は、昨年度の中間整理を踏まえて意見交換会を踏まえたもので、ガイドラインの射程をソフト面（使われ方）と整理し、示していくことを考えている。頂いたご意見については記載の充実を図る等適切に対応したい。

●車椅子利用者用駐車施設は 3.5m幅が必要であるが、それとは別に設ける優先駐車区画については、横幅が必ずしも必要ではないため、既存の区画が2.3m幅であった場合、それを2.5m幅に変更することが望ましい旨をガイドライン上は示すことは考えていない。既存施設の対応については、地域の実状や施設の利用状況に応じ、既に一般の駐車区画として提供されている一定のスペースを優先駐車区画として運用いただくことでダブルスペース化が図られると考えている。

●車椅子利用者用駐車施設等の塗装についても引き続き優良事例等を調べつつ、ガイドラインの取りまとめにあたって記載の充実を図りたい。

○パーキング・パーミット制度のピクトグラムについて、全国的に統一することは難しいかもしれないが、その目安、必要な範囲といったようなものが出せればと感じる。この点についても今後の議論に委ねられる。

○ピクトグラムのマークの誤解、その意味の確認について、運転免許更新時等、様々な場面での普及啓発を進めていく必要があると考えられるため、どのような場面で普及啓発が図れるのか少し考えていきたい。

○既存施設において、法令上求められる一定数の車椅子利用者用駐車施設を確保した上で、車椅子利用者用駐車施設とは別の優先駐車区画をどう柔軟に運用するかということについて、地方公共団体のパーキング・パーミット制度として運用する場合にはおそらく要請になると考えられる一方、同制度外で運用される場合も考えられる。柔軟に対応できるようなガイドラインにしておくことが必要と考える。

②ダブルスペースを導入したパーキング・パーミット制度の運用事例について

- 大阪府へ質問したい。許可証に描かれるピクトを見ると、「車椅子使用者用駐車区画」用とそれ以外の「ゆずりあい駐車区画」用ともに、対象者以外のピクトグラムも薄く書かれている。これは、相互利用を認めるという意味か。
- 車椅子使用者用駐車施設の利用は、車椅子使用者を優先しているが、バリアフリー法において、「車椅子使用者用駐車施設は車椅子使用者しか利用できない」とは定められていないと認識している。
- 府の制度は、要綱に従っていただけることを前提に「適正な利用をしていきましょう」という趣旨であり、本当に必要な方が利用いただけるよう、これまでも、今後も啓発活動を進めていく。また、ガイドラインが策定されれば、それについても併せて周知したい。

③新技術を用いた効率的な制度運用・低コストな不適正利用対策の可能性について

- 新技術の説明については画期的だと思うが、駐車場における ETC の活用など新技術の開発には何らかの機械装置が必要と考えられるため、施設設置管理者に負担が発生するのではないかと。まずは車椅子使用者用駐車施設の適正利用のあり方を確立することが重要であると考えます。
- 関連して、九州大学ではドライブスルー型駐車場を設置した。この方式では停車・発進時とも後進の必要がないため、首を回しにくい障害であっても使いやすい駐車区画となっている。今後の駐車区画設置の際の参考としていただきたい。
- 駐車区画の塗装色を夜間に光るものに変える取組は、よい事例だと感じている。例えば、夜間用に発光ダイオードを用いることも検討できるのではないかと。
- 新しく駐車場の管理システムを検討する際、QR コードと RFID/NFC については、居住者を個別にチェックし登録が必要になることが考えられる。
- また、マイナンバーであれば全国で使用可能という利点があるが、自動車を所有する人は様々な場所に行くため、システムの運用初期段階において、特定地域の居住者や、施設のみ登録されるような場合には上手くいかないことが考えられる。引き続き、技術的な検討を行う必要があると考える。
- IT を活用した管理方法は、非常に良い管理用ツールになると感じる。その際には、特に大規模な駐車場を所有する施設設置管理者が使用する駐車場管理システムへ組み込めるよう、システムベンダーとの連携をうまくとっていけば、比較的採用しやすいのではないかと。
- 様々な物理的な制約がある中で、新技術による不適正利用の防止など、すぐさま対応できるシステムを導入できれば、まずは利便性に直結する取り組みになる。助成金等があればもちろんありがたいが、こうした技術導入を後押しするような仕組みについても検討していただきたい。
- 立体駐車場の場合は、運転者が車椅子使用者の場合に対応した駐車装置を各社が設計・設置しているが、サイン、塗装管理システムの話が非常に参考になったので、業界内で協議していきたい。

たい。

○新技術についてはたくさんの方々から賛同するご意見を頂いており、更に検討を進めていく必要がある。駐車場や施設の規模で導入方法が異なる可能性があるため、目安が出せると良い。

・政策企画官挨拶（岸田政策企画官）

4. 閉会

以 上